

入札告示

札幌市告示第 336 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示する。

令和 8 年 1 月 26 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎
札幌市保健福祉局保険医療部保険企画課（電話：011-211-2960）

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

データ入力業務（医療助成）

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

入札説明書に添付する業務仕様書により別途指定する場所

(5) 入札方法

単価で行う。入札書には銭の単位（1 円未満 2 桁）まで記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 「令和 4 年度～令和 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）」及び「令和 8 年度～令和 11 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）」において、業種が「役務（一般サービス業）」の「情報サービス、研究・調査企画サービス」に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 本市が定める「個人情報取扱安全管理基準」に適合する管理体制を有していること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記1に同じ。
- (2) 入札説明書の交付方法
保健福祉局保険医療部ホームページの一般競争入札等情報
(<https://www.city.sapporo.jp/hoken-iryo/kokuho/ippankyousounyuusatsu.html>)
からダウンロードすることができる。
- (3) 入札書の受領期限
令和8年2月9日(月)16時00分(必着)
- (4) 開札の日時及び場所
令和8年2月10日(火)11時00分
札幌市役所保健福祉局保険医療部事務室内
(札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所4階南側)

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
契約を締結しようとする者は、契約単価に契約締結日から契約期間の満了日までの
予定処理件数を乗じた額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代
える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日
から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納
付し、又は提供しなければならない。
なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとと
もに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。た
だし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除す
ることがある。
- (3) 入札の無効
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者
のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 最低制限価格の設定 無
- (6) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低
価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札保留のうえ下記ウの
審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候
補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちに、当
該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。この場合において、
当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代え
て、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類（別記「入札参加資格審査資料の提出について」参照）を提出し、本市が指定する期間内に実地調査を受けなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合や実地調査を受けられない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。